

# 第1回 栗東市地方創生懇談会 次第

日 時 平成27年6月29日（月）

午前10時00分から

場 所 栗東市役所4階第1委員会室

## 1. 開会

## 2. 委員の委嘱および委員紹介について

## 3. 会長・会長代理の選出について

## 4. 協議事項

(1) 地方創生懇談会の傍聴に係る取扱いについて（資料1）

(2) まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」について（資料2）

(3) (仮称) 栗東市人口ビジョン・総合戦略について（資料3、資料4）

(4) 栗東市の人口の現状について（資料5）

(5) 今後のスケジュールについて（資料6、参考資料）

(6) その他

## 5. 閉会

# 市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

# 栗東市地方創生懇談会委員名簿

平成27年6月現在

No.	役職	氏名	所属	要綱	備考
1		新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	第3条第2項 第1号	
2		村木 委子	栗東市自治連合会 副会長	第3条第2項 第2号	
3		清水 憲	栗東市商工会 会長	第3条第2項 第2号	
4		井之口 哲也	栗東青年会議所 理事長	第3条第2項 第2号	
5		森野 公美子	栗東市女性団体連絡協議会 会計	第3条第2項 第2号	
6		奥村 直利	栗東市農業組合長連絡協議会 会長	第3条第2項 第2号	
7		田中 義信	栗東市観光物産協会 会長	第3条第2項 第2号	
8		妻鹿 奈美子	栗東市民生委員児童委員協議会連合会 会長	第3条第2項 第2号	
9		田口 純子	幼稚園・保育園・幼稚園保護者代表連絡 協議会(大宝幼稚園分園保護者会会長)	第3条第2項 第2号	
10		中村 里美	公募委員	第3条第2項 第3号	

(敬称略・順不同)

注

・委嘱期間 (平成27年6月～ 平成28年3月)

栗東市地方創生懇談会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 栗東市人口ビジョン及び栗東市総合戦略の策定及び進行管理にあたり、本市が将来に亘り活力ある地域社会を維持、発展させるために必要な方向性や、具体的な取組みの内容等について、市民、各種団体等からの多様な意見を反映させることを目的として、栗東市地方創生懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 懇談会の所管事項は、次に掲げる項目とする。

- (1) 栗東市人口ビジョン及び栗東市総合戦略に盛り込むべき内容について検討を行い、意見を述べること。
- (2) 栗東市人口ビジョン及び栗東市総合戦略の進捗状況に関する審議を行い、意見を述べること。

(委員)

第 3 条 懇談会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定めるところにより市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者。
- (2) 企業、団体等に属する者。
- (3) その他市長が必要と認める者。

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 懇談会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

(関係人の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第 8 条 懇談会の事務局は、政策推進部元気創造政策課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。